

# 「水上バイク航行の適正化(和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の改正(案))の概要」に関する県民意見募集について

## 1 目的等

県内の公共水域では、水上バイクが高速で遊泳者の付近を走行することにより、海水浴客やダイビング、サーフィン等のレジャー利用者だけでなく、漁業従事者等の関係者(以下「遊泳者等」という。)に危険が迫り、大きな事故が発生することが懸念されており、また、航行に伴う波等が発生することにより、施設等に被害が出るとの声もあります。

他に、近隣府県の海域においても、令和3年の統計では、過去3ヶ年で最も多い事故件数が発生しており、県内の公共水域においても、水上バイクの適正な航行に取り組まなければ、事故件数が増加する可能性が高くなっています。

県では、これらの実情を踏まえ、公共水域の適正な利用を図っていくため、「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」の一部を改正する議案を令和4年6月議会に提出する予定です。

つきましては、皆様からのご意見を募集します。

## 2 意見募集期間

令和4年3月18日(金)から令和4年4月18日(月)まで

## 3 閲覧場所

県のホームページ、県情報公開コーナー、河川課、港湾空港振興課、各振興局の建設部、和歌山下津港湾事務所

## 4 閲覧資料

- ・ 「水上バイク航行の適正化(和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の改正(案))の概要」
- ・ 「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」(現行)
- ・ 参考意見様式

## 5 意見書の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、様式は自由ですが、参考様式（ワード形式）を作成していますのでご活用ください。

(1) 郵送又は持参

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾管理班

(2) F A X

F A X 番号 : 073-433-4839

(3) 電子メール

電子メールアドレス : [e0824001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0824001@pref.wakayama.lg.jp)

※意見書の様式は自由ですが、必ず題名、氏名、住所及び電話番号（法人及びその他の団体にあつては名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

## 6 その他

お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、ご意見とそれに対する本県の考え方をとりまとめて、ホームページ等で公表する予定です。

なお、意見に対して個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

## 7 お問い合わせ先

(河川等)和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課 管理班

電話 073-441-3132

(海 域)和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾管理班

電話 073-441-3163